

## 道路使用承認申請の手続きの流れ

警察が定める「道路使用許可」と同様に、港湾局所管の一部の道路施設についても、**警察への「道路使用許可」とは別に道路管理者への道路使用承認申請が必要となります。**

道路使用承認申請が必要な道路施設は、下記**青地**の道路施設となっており、位置等の詳細については**別添の図**を参照してください。

その他の道路施設については、道路使用承認申請を必要としませんが、警察への「道路使用許可」は必要となります。

警察への「道路使用許可」申請書のみでの道路施設の手続きについては、「2. (2)道路使用承認申請を要しない道路」とおりです。

**(道路使用承認が必要な道路施設) ※別添の図にて要確認 別掲「その他道路の使用流れ」を参照。**

レインボーブリッジ・東京ゲートブリッジの2橋、青海・臨海・東京湾岸アンダー・第二航路海底・東京港海の森の各トンネル及び一部港湾道路(品川1号線の一部、大井1・12・15～17号線、昭和島1号線、青海3・15・16号線、新木場21～27号線、若洲24号線、中防内側西側1～4号線)

### (申請までの流れ)

#### 1 事前協議

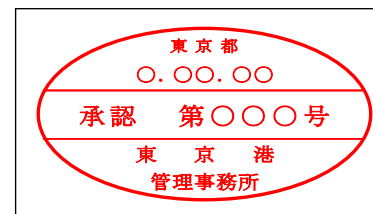
申請予定者は、前提として所轄警察署との協議を済ませておいてください。  
 その上で、申請予定者から、事前現場・道路使用等の内容、期間などについて、協議を受け付けます。  
 これにより、そもそもの承認の可否などについて道路管理者が判断します。  
 下記連絡先に電話にてご連絡ください。

東京港管理事務所  
 港湾道路管理課  
 03(5463)0224

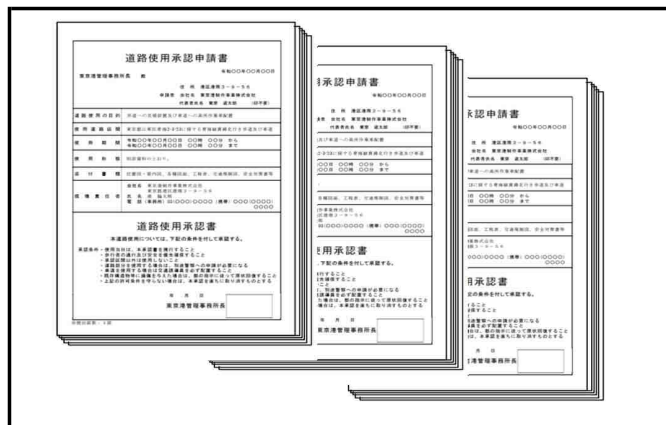
#### 2 申請

申請書の押印不要。  
 ご持参ください。  
 その場で承認し、1部承認書としてお渡します。  
 また、あらかじめメールでの送付も受け付けます。  
 申請先メールアドレス  
[douro\\_sinsei@section.metro.tokyo.jp](mailto:douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp)

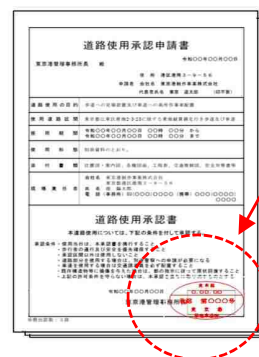
(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)  
**承認申請書に右図承認印を押印します。**



(3部作成してください。なお、印は不要です。)



(承認書1部)



## ☆道路使用承認申請書の作成要領(書類構成)

道路使用承認申請書の作成については、表紙の別掲様式である「道路使用承認申請書」を記入作成し、併せて必要添付書類を添えて、3部提出してください。

道路使用承認申請書の申請者欄には**押印不要**です。

また、当該申請は、特に問題なければ提出時に内容等その場で確認させていただき、承認を行います。

あらかじめ、メール(1部)にて送付いただくことも可能です。

### 道路使用承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京港管理事務所長 殿

住 所 港区港南3-9-56

申請者 会社名 東京港制作事業株式会社

代表者氏名 東京 道太郎 (印不要)

道路使用の目的	歩道への足場設置及び車道への高所作業車配置
使用道路区間	東京都江東区青海2-3-23に接する青海縦貫線北行き歩道及び車道
使用期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時 〇〇分 まで
使用形態	別添資料のとおり。
添付書類	位置図・案内図、各種図面、工程表、交通規制図、安全対策書等
現場責任者	会社名 東京港制作事業株式会社 東京都港区港南3-9-56 氏名 道太郎 電話(事務所) 03(〇〇〇)〇〇〇〇 (携帯) 〇〇〇(〇〇〇〇) 〇〇〇〇

### 道路使用承認書

本道路使用については、下記の条件を付して承認する。

承認条件・使用当日は、本承認書を携行すること

- ・歩行者の通行及び安全を優先確保すること
- ・承認区間以外は使用しないこと
- ・道路部分を使用する場合は、別途警察への申請が必要になる
- ・車道を使用する場合は交通誘導員を必ず配置すること
- ・既存構造物等に損傷を与えた場合は、都の指示に従って原状回復すること
- ・上記の許可条件を守らない場合は、本承認を直ちに取り消すものとする

年 月 日

東京港管理事務所長

※提出部数：3部

(添付資料ほか)

**☆添付資料(必要書類)**

- 1 位置図案内図**  
どこでの道路施設でどのあたりか、わかる図(Web等の地図の打ち出したものでも構わない。)
- 2 工程・日程表**  
複数日に及ぶ場合、工程・や日程表など。
- 3 交通規制図(安全対策図)※**  
どのような形態で道路施設を使用するのか、規制帯はどのような形態なのか、道路施設使用中の他の通行者等への安全対策はどのようにおこなうのかなどを記したもので重要・必須な資料。
- 4 その他**  
その他必要な図面類や緊急時における対処方策などを記したもので協議の際に添付提出を依頼する場合もある。

※ 添付書類については、別途所轄警察署に提出する「道路使用許可書」に添付する資料と同様でも構いませんが、事前に道路管理者にが確認ください。

☆申請書様式  
必要事項をすべて記載する。

(添付資料ほか)

### ☆添付資料(必要書類)

- 1 位置図案内図**  
どこでの道路施設でどのあたりか、わかる図(Web等の地図の打ち出したものでも構わない。)
- 2 工程・日程表**  
複数日に及ぶ場合、工程・や日程表など。
- 3 交通規制図(安全対策図)※**  
どのような形態で道路施設を使用するのか、規制帯はどのような形態なのか、道路施設使用中の他の通行者等への安全対策はどのようにおこなうのかなどを記したもので重要・必須な資料。
- 4 その他**  
その他必要な図面類や緊急時における対処方策などを記したもので協議の際に添付提出を依頼する場合もある。